（別紙）

同等品申請について

　仕様書等に「同等品を認める旨の記載（同等品可など）」がある品目については、仕様書等に例示品として示したメーカー・型番の品目の他に、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定し、入札等に参加することができます。同等品を選定する場合は、以下の手続きにより事前に同等品の確認を行ってください。

※仕様書記載の例示品・基準品のとおり納入する場合は、本手続きは不要です。

●手続き

①申請書の提出

・同等品申請書（以下、「申請書」と記載）を指定期日までに持参もしくはFAX等にて管財契約課へ提出すること。

・申請書に記載する製品は、仕様で求める規格が網羅されたカタログ等、及び色見本を添付した上で管財契約課へ提出すること。

②結果通知書の送付

・申請書の内容を本市で確認した上で、結果通知書を申請者へFAX送信する。

・同等品により入札へ参加できる者は結果通知書において“承認”を得た者のみとし、“非承認”となった者については、仕様書に記載する製品で以て入札すること。

・承認を受けていない同等品で見積もり、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができないため、必ず同等品申請を行い承認を得ること。

・ただし、“非承認”の結果を受けた者についても、提出期限までは再度同等品申請書を提出することができる。

申請書の提出期限：令和７年１０月１４日 １４時００分

-------------------------------------------------同等品申請書---------------------------------------------------------------

（切り取らないでください）

塩竈市長殿

提出日：令和　年　　月　　日

件名：

会社名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| メーカー名 | 型番・規格等 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　上記製品をもって参加したい為、申請します。落札した場合には、上記製品を納入する事を誓約します。